

## 様式第6号(第2条関係)

## 委員会等の会議録

1 会議名	令和7年度 第2回 愛南町国民健康保険運営協議会	
2 議題	(1) 愛南町国民健康保険税の適正化について (2) その他	
3 開催日時	令和7年10月21日(火)19時00から20時30分まで	
4 開催場所	愛南町役場本庁2階 第1会議室	
5 傍聴者数	0人	
出席者		
6 委員氏名	○公益代表 上原 京子、赤岡 政典、細見 隆一 ○保険医代表 松本 豊(オンライン)、粉川 洋幸(オンライン)、池田 敬洋 ○被保険者代表 浪口 靖宏、平田 満、島本 知子	
7 担当所属	所属名	町民課
	担当職員 (職・氏名)	課長 飯田 英功 主幹 久徳 哲也 主査 奥野 文彬
8 その他の出席職員	所属名	税務課
	出席職員 (職・氏名)	課長 山本 光伸 課長補佐 小栗 和也
議事内容(次ページから)		

発言者	発言内容
飯田課長	<p>(開会)</p> <p>本会は、WEBを含め、全委員9名の出席をいただいていますので、愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則第4条の規定に基づきまして、この会議が成立していることを御報告します。</p> <p>それでは早速、議事に移ります。規則により、「会長が議長となる」となっていますので、これからのお進行を上原会長にお願いします。よろしくお願ひします。</p>
上原会長	<p>それでは、会を進行しますので、御協力を願いします。初めに、今回の議事録の署名委員についてですが、保険医代表の松本委員、被保険者代表の浪口委員にお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(承認)
上原会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、愛南町長から諮問書が提出されましたので、飯田課長から説明をお願いします。</p>
飯田課長	(諮問書朗読)
上原会長	<p>それでは、諮問書に基づいて議事に入ります。</p> <p>議題(1)愛南町国民健康保険税の適正化について事務局から説明をお願いします。</p>
久徳主幹 小栗補佐	<p>(説明)</p> <p>資料1 「保険料水準の統一」に向けたロードマップ</p> <p>参考資料 令和6年度各市町財政状況</p> <p>資料2 諒問に関する説明資料</p>
上原会長	<p>ただ今事務局から説明がありました。何が御意見はありますか。</p> <p>島本委員お願いします。</p>
島本委員	課税方式について、もう一度お尋ねします。資産割についてですが、収入が低くても土地、家があれば課税され、また固定

	<p>資産税も支払うことになり、両方の税金を支払っているという印象があります。収入が増えても保険税も上がってしまうので、昨今の物価高も重なり、働いても働いても生活が苦しくなるのではないかと思います。</p> <p>三方式に変わることは、県の方針ですので仕方ないが、それによって、保険税が高くなる人もあれば低くなる人もいるということで、高くなる人に対して、どのように理解を求め説明していくのでしょうか。税金は、安い方がいいということは皆さん同じだと思いますので、その辺りを含めて説明をお願いします。</p>
久徳主幹	<p>町民へどのように理解を求め説明していくかということですが、町民への周知は必要だと考えています。ただ、そういう場を設けての周知というのは難しい面がありますので、まず、この協議会で委員皆様の御意見をお伺いし、御理解いただいた後、ホームページ等での周知は必要ではないかと考えています。</p> <p>また、令和12年度から資産割の廃止ということは決まっています。これを令和8年度に半減することで、保険税が高くなる世帯が2,250世帯、その中で、約1,900世帯の方が年間1万円程度の増ということで、その辺りを踏まえて、御理解いただきたいと考えています。</p>
島本委員	<p>皆さん、資産割がなくなることを知っているのでしょうか。また、私も含めて、保険税がどのように計算されているのか知らない方は多いのではないかと思います。</p>
久徳主幹	<p>保険税の計算は、非常に複雑で分かり難いと思いますが、年の1回皆様へ通知する納税通知書には、課税法式については載せてありますので見ていただいたらと思います。</p>
島本委員	<p>見ても分からぬし、大体の人は、通知が来て支払うだけで、わざわざ税務課に問い合わせる人もいないと思います。</p>
小栗補佐	<p>保険税の問合せについては、結構あります。なぜこのような金額になるのかという問合せは、通知を出してから2週間程度は特に多い状況です。</p>
島本委員	<p>そうなのですね。自分も税金について、興味を持とうと思い</p>

	ます。
久徳主幹	税務課のホームページに保険税の計算の仕方について載せてありますので見ていただけたらと思います。 国民健康保険特別会計は、被保険者から徴収する税金で運営することが基本となっていますので、税率改正については、きちんと説明した上で、御理解いただきたいと思います。
上原会長	その他何かありませんか。
松本委員	資料2の11ページの現行税率を改正した場合に、一番減となる人が17万円となるのは、資産割の関係ですか。
小栗補佐	資産割の関係です。特定はできませんが、マンション等高額な資産を持たれてる方で国民健康保険に加入されている方が、今回の改正で一番恩恵を受けるという想定になります。
山本課長	固定資産税を多く払われている方となります。
島本委員	多くというのはどのくらいの金額ですか。
小栗補佐	資料の8ページ、資産割対象額区分別世帯の状況で、0円から40万円でこの方が固定資産税を払っている方になります。
上原会長	ほかに何かありませんか。
久徳主幹	事務局からですが、今回御協議いただきたいのが、冒頭で御説明しました、資産割の廃止に向けての改正回数です。事務局案としては、2回の改正としていますが、この点と、資料10ページのR8改正(案)の税率について、これは、現行の資産割を半分にしたもので、この税率で13ページ以降のシミュレーションを行っていますので、この点について御協議をお願いします。
赤岡委員	10ページの現行の税率とR8改正(案)の比較で152万円ほど上がっています。そして目指すべき税率というものがありますが、これは、この税率にするということで、上げていくということですか。目指すべき税率は4億4,600万円でR8改正(案)と比較して、2,400万円程度足りていないのですが、これを令和

	12年度までに上げるということですか。
山本課長	10ページの水色の令和7年度都道府県標準保険税率ですが、この率は、令和7年度において県下でこの税率に統一したら県内の医療が貢える、という税率です。ですから、これは毎年変わってきます。今回は税率を決めないといけないため、県の標準保険料率を目指します。ただし、今回の改正案につきましては、物価高騰や、令和7年度については、所得が上がった関係で赤字補填繰入をしなくてよさそうだということを踏まえ、集める総額は令和7年度と同じ水準に抑えておきましょうということです。しかしながら、資産割はどうしても令和12年度までに廃止しなければなりません。それを据え置いていくと一気に下がってしまいますので、今回は資産割を半分にする代わりに所得割や均等割が上がります。その結果、保険税が上がる世帯もあれば下がる世帯もある、ということになります。
島本委員	総額は一緒だけど、資産割をなくすことによって所得割が増え、保険税が上がる世帯があるということですか。
山本課長	そういうことになります、資産割を廃止しなければならないので、どうしても所得割を上げないといけないというようになります。
浪口委員	減るものどこかで補わないといけないということだから仕方ないことだと思います。ですから、町民に理解していただく努力をしないといけないと思います。これから医療費も増えてきますので、健康保険もどんどん赤字になっていくから、皆が病気にならないように努力して医療費を抑えていくか、個々の努力も必要ですね。とにかく、資産割が減ることに対して所得割で補っていくという理解でよろしいですか。
山本課長	はい、そのとおりです。
上原会長	その他何かないでしょうか。
松本委員	赤岡委員の質問について、令和12年度までに目標とする税額に持っていくことを目指しているのかという質問だったと思うのですが、その回答は、金額は目標とする税率ではなく、金額

	は今年度と同じで、資産割を減らすことを優先に考えて、令和8年度は動いているという説明でよかったです。目標とする税率は、変動するのでそこを目指しているわけではなく、今回の税率の設定は、総額は変わらず資産割を減らすこと目標にしているが、最終的には、変動するにしても目標とする税率を目指さないといけないということですか。
小栗補佐	おっしゃるとおりです。今後、県内保険料が統一となったときに、この目標とする税額に限りなく近いものになると想定されます。
島本委員	しなければいけないということでしょうか。
小栗補佐	令和15年度に県が統一する時の金額が、どのくらいになるかということになりますが、上がってくる可能性はあります。
浪口委員	町としては、緩やかに上げたいということですね。上がるこの痛みはあるが徐々に上げたいということを理解していただきたいということですね。
山本課長	本来は、目指すべき税率にしないといけないのですが、赤字補填の見込みも、令和7年度は所得が上がった関係でなくなりそうということ、物価高騰の関係もありますので、本来は目指すべき税額にしないといけないが、今回は資産割の半減だけで抑えましょうということです。
赤岡委員	所得が上がったということを言いますが、国保の加入者は高齢者が多いと思います。その人たちは、所得が上がる可能性はないと思いますが、あると見込んでいるのでしょうか。今年度、被保険者の所得が上がっているのですよね。
山本課長	今年度は、被保険者の所得は上がっています。その理由は、65歳を過ぎても働く高齢者が増え、高齢者の所得も増えていることがあるのだと思います。また、水産業の景気が良かったので所得が増えているのだと考えています。
赤岡委員	国保加入者は多いですよね。水産業は、企業の方は良くて、個人経営の方はなかなか大変だと思っていました。それがある

	のでしたら安心ですね。
山本課長	自営業の方は、ほとんどが国保に加入されています。
島本委員	資産割の下げ方として、二段階で考えていらっしゃるということですが、三段階も考えているということでしょうか。
小栗補佐	勿論、今回の協議会でそのような御意見があればと考えています。
上原会長	改正の時期については、先ほど事務局から、令和8年度、令和10年度の2回という案でしたが、それについて皆様の御意見をお願いします。
小栗補佐	最終的には0にしたいということで、回数をどうするかです。
池田委員	3回も4回もすると煩雑になると思うので、2回でいいと思います。
上原会長	2回で十分という御意見ですが、ほかの皆様どうでしょうか。
赤岡委員	令和8年度と令和10年度からですか。
山本課長	令和7年度に改正して令和8年度からと、令和9年度に改正して令和10年度からの2回の改正で0になるということです。3回の改正となると、令和11年度に改正して令和12年度から0という方法もあります。2回にするか3回にするか、どうしますかということです。
上原会長	時期的なものは、すぐに2年ということではなく、何年かでの改正という話をされていたと思います。また、2回、3回ということで、考えていただけたらと思います。
浪口委員	今後のスケジュール案を見ますと、3月の定例議会へ上程ということですね。
久徳主幹	はい、その予定としています。

平田委員	2回目は、この金額の倍になるということですね。
小栗補佐	そのとおりです。
山本課長	2回ぐらいでいいでしょうか。
浪口委員	仕方のないことですね。物価高の方を何とかしていただきたいと思いますね。
赤岡委員	改正は手前で終えておきたいですね。
山本課長	どちらにしても、被保険者の医療費は被保険者で賄うということがありますので、逆に言うと今までが一般会計からの繰入で被保険者以外の税金から投入していましたので、それは御理解いただきたいと思います。
上原会長	それでは、事務局案どおり2回の改正ということでよろしいでしょうか。
委員一同	(賛同)
池田委員	令和15年度から、愛南町も松山市も保険料が一緒になるということですね。
久徳主幹	県も保険料統一と言いながら課題が多くありますので、それまでには県内での協議がかなり必要であるという状況です。現時点では、後期高齢者と同じようにというのは難しいのではと思っていますが、県としては、令和15年度からの保険料統一を目標としています。
山本課長	収納率の関係もあります。県内同じ税率にして、滞納があり、放っておいてもいいのかということもありますので、その辺りの話も県はしていました。
池田委員	医療からすると、松山市の方が医療サービスがいいわけで、それを愛南町が税金を集めるのはおかしいと思います。
久徳主幹	資産割の改正は2回ということで了承を得ましたが、資料10

	ページのR 8 改正(案)の税率でいいという認識でよろしいでしょうか。
委員一同	(賛同)
山本課長	<p>この税率について、少し補足させていただきます。資料の合計欄を見ていただきますと、所得割については、目指すべき税率が12.4%で、現行が11.3%、それに対して改正案が少し上がつて11.7%にして、12.4%に近付けたということです。資産割については、半減しました。均等割については、目指すべき税率が5万600円で、それに近付けるために2万7,700円から3万6,800円に、平等割についても、本来目指すべき税率は3万1,400円で、現行3万5,800円と下がっていますが、近付けるために3万3,100円にしています。応能・応益割合は現行58.9対41.1を50対50に近付けるために、55対45にしました。均等割の割合も53%ですが、70%に近付けるために、62.1%に上げました。そうするとこの率になるということです。目指すべき税率を見ながら資産割を半減したということです。</p>
赤岡委員	この目指すべき税率は下がると見込んでいるのでしょうか。
山本課長	分かりません。県内の医療費が上がれば、集める額も増やさないといけないと思いますし、所得が下がったとしても上がるかもしれません。
上原会長	その他何かありませんか。
久徳主幹	これまでの話で、保険税の総額は上げないということで皆様に御理解いただきましたが、これとは別に、来年度から「子ども子育て支援金」という制度が始まります。これについては、国の制度が全ての保険(国保・社保・共済等)で集めるようになっているため、保険税も増額となることについては、御理解いただきたいと思います。
山本課長	今、基礎課税額と後期高齢者課税額、介護納付金課税額の三つでしたが、来年度からは、これに加え、子ども子育て支援金が入りこの四つの合計で課税することになります。子育て世代を皆で賄うという制度です。

浪口委員	子育て支援金は、一律なのですか。これも所得割で計算されるのですか。
小栗補佐	これについても、所得割、均等割、平等割で課税することになります。
飯田課長	厚生労働省のホームページでの情報でしか分かりませんが、国保の場合、令和8年度は一人月 250 円、1世帯当たり月 350 円、令和8年度、9年度、10年度と段階的に上がって、令和9年度が一人当たり月 300 円、1世帯当たり月 450 円、令和10年度が一人当たり月 400 円、1世帯当たり月 600 円となっています。
浪口委員	児童手当が増えていくと、財源がないのでどこかで賄わないといけませんよね。
山本課長	今まででは、若者が高齢者を支えないといけなかったのですが、若者も減ってきましたので、今度は、若者も高齢者も子育て世代に対して負担しましょうという制度になってきました。
上原会長	その他何がありませんか。 事務局から何がありませんか。
久徳主幹	(資料3 今後のスケジュール(案)について説明)
上原会長	何か御意見はありませんか
委員一同	(意見なし)
上原会長	その他について何かありませんか。
委員一同	(意見なし)
上原会長	ないようですので、これで本日の議事は終了しました。 審議に御協力いただきありがとうございました。
飯田課長	上原会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和

7年度第2回愛南町国民健康保険運営協議会を閉会します。

本日は誠にありがとうございました。